

米国官報 ACAS

199 CFR 122.48b 節 航空貨物事前スクリーニング ACAS (仮訳)

(a) 一般要件

2002 年の貿易法(19.U.S.C 2071 注) 343 (a)節の改正により、海外からの商用貨物を積み 122.41 節で入国報告を求められる全ての航空機は 122.48a 節で定める事前申告要求に加え、米国 CBP は本節の (c)項で規定されている到着便の航空会社及び/または、他の ACAS 申告資格者から、本節の (d)項に定められた入国貨物に関する特定の情報を、電子的に受け取らなければならない。CBP は ACAS データと呼ばれるこれらの情報を本節の (b)項に定められた期限時刻までに入手しなければならない。要求されている ACAS データの米国 CBP への伝送は(ACAS 申告)は CBP が認定した電子データ交換システムを通じて行わなければならない。

ACAS に関する追加質問・要請 (*Referral*) に対しては、本節の (e)項に規定された規定及び時間枠に従って解決されなければならない。

DNL の指示が出た場合は、本節の (f)項に規定に従って対処されなければならない。

(b) データ提出のタイミング

(1) 初回提出時 :

ACAS データは実行可能な限り出来るだけ早く、遅くとも貨物の機内積込前までに提出しなければならない。

(2) ACAS データの更新 :

この節の (a)項に従って初回データを申告した者は、申告後に申告データに変更があった場合、またはより正しいデータを手に入れた場合は、初回データの更新を行わなければならない。122.48a(a)節に定めた事前情報を提出するために 122.48a(b)節に規定された期限までに更新しなければならない。

(c) ACAS データの申告者 :

(1)到着便の航空会社。ACAS 申告にあたり他に申告資格者がいなければ、到着便の航空会社が ACAS データを申告しなければならない。

他の当事者が申告した場合でも、到着便の航空会社は申告することができる。

(2) その他の申告者 :

次の事業体(entity)は、本節の (c) (3)項に定める ACAS 申告者の要件を満たすことを条件に、ACAS 申告者となる。

(i)122.48a(c) 節に記載されている事前電子貨物データをする全ての当事者

(ii)外国の利用運送事業者 (*indirect air carriers*)

この節では、外国の利用運送事業者(FIAG)は、米国市民ではなく、貨物の航空輸送を間接的に引

き受ける者をいう。FIAG は自ら ACAS の申告者になることもできるし、ACAS の申告を正確かつタイムリーに行う責任を負うことに加え、あらゆる問合せや DNL の指示があった場合に必要なアクションを取ることができる。

(3) ACAS 申告者の要求

到着便の航空会社または ACAS 申告者になることを選択した事業者には、以下が求められる。

(i) CBP 認定の電子データ交換システムを使い、ACAS 申告を正しく伝送できるよう CBP が求める通信手順を定めること。

(ii) 本章 113.62 節, 113.63 節, または 113.64 節の全てに規定された適正なボンドを所有していること。

(iii) ACAS データ申告に使われる全ての発信者コードを報告すること。

ACAS 申告者が ACAS データの申告用に追加の発信者コードを使用したい場合は、このコードの使用前にオリジナルの発信者コードを CBP に報告しなければならない。

(iv) 電話番号、e メールアドレス等、週 7 日、24 時間つながる連絡先を報告すること、CBP は電子的なメッセージを送ったとしてもこの週 7 日、24 時間つながる連絡先を使って、通知し、連絡し、または不積み(DNL)指示が出た際の対応を遂行する。

(4)他の申告者が関わらない場合

本節の (C)(2)項に規定された当事者が ACAS 申告に関わらない場合、到着便の航空会社に貨物輸送を手配した当事者は、(d)項に定められ要求されている貨物データを全て開示し、到着便の航空会社に提供しなければならない。

(5) 要求する情報を第三者が持っている場合

到着便の航空会社または (C)(2)項に規定された当事者ではない者が ACAS データを保有している場合、到着便の航空会社または他の ACAS 申告資格者に全てを開示し、必要なデータを提供しなければならない。また該当する場合は CBP に提供しなければならない。

(6) 正確と思われる情報を受け取る当事者

本節の (d)項で求められる貨物情報を電子的に提供する当事者がデータの一部を他者から受け取っている場合、CBP は通常の商習慣に基づき、情報の提供者はどのようにして情報を入手したか、またこの者がこの情報を検証することができたか、またどのようにして行ったかを考える。情報提供者がこの情報を正しく検証できなければ、CBP は当該提供者が何を根拠に正しいと信じたか、根拠となるデータを電子的に提出させるようにする。

(d) ACAS データ項目

ACAS データ項目にはいかなる場合でも提出しなければならないもの、条件次第で特定の場合のみ求められる 1 項目、その他任意のものがある。ACAS データ項目の必須項目と、条件付きの項目は 122.48a 節に規定されている。

(1) 必須項目

全ての ACAS 申告者は次のデータ項目を最下位の Air waybill レベルで提出しなければならない。
(該当する場合は House Air waybill レベル)

- (i) 荷送人の氏名、住所
- (ii) 荷受人の氏名、住所
- (iii) 貨物の説明
- (iv) 最小の外装単位による数量
- (v) 貨物の総重量
- (vi) Air waybill 番号

Air waybill 番号は、本節の申告で求められるものと 122.48a 節で求められる申告で求められるものが同じでなければならない。

(2) 条件付きのデータ項目：マスターAir waybill 番号(MAWB)

フライトの区間ごとのマスターAir waybill 番号(MAWB)は、条件付きのデータ項目である。

MAWB 番号は、以下の状態の時に求められるデータ項目である。MAWB 番号の提出は任意ではあるが、推奨されている。

(i) ACAS 申告者が 122.48a 節で求められる航空貨物の事前電子データの申告者と異なる場合。ACAS 申告を早く送信させるため、本節の (b)項に定める ACAS の期限で、ACAS 申告者または到着便の航空会社が後で MAWB 番号を申告する場合に限り、初回の ACAS 申告時には、MAWB 番号がなくても申告できる。

(ii) ACAS 申告者が 122.48a 節に定める全てのデータ項目を、データ送信にかかる ACAS の期限で伝送したとき

(iii) 到着便の航空会社が特定貨物について CBP から ACAS ステータスのチェックを受けたい時。MAWB 番号が ACAS 申告者または到着便の航空会社から送信されると、CBP は要求に応じてこの情報を到着便の航空会社に提供する。

(3) 任意のデータ項目

(i) 第2の通知先

ACAS 申告者は、第2の通知先を指定し、CBP から貨物ステータスメッセージが受け取れるようにすることができる。

(ii) 122.48a 節に規定する追加データ項目、または ACAS データ項目に関連する追加情報（例：荷送人及び/または荷受人の電話番号、e メールアドレス、及び/または インターネットプロトコルアドレス）が提供されると思うが、これらの提供は推奨される。

(e) ACAS の追加質問・要請

(1) 想定される追加質問・要請

提出した ACAS のリスクアセスメント後に CBP から出される追加質問・要請には2つのタイプがある。

(i) 情報の追加質問 貨物のリスクアセスメントを行ったが、貨物の詳細が記載されていないとか、正確でない、データが不足しているといった場合に情報の追加質問が行われる。この問題は、誤植、貨物記載が不明確 及び/又は 情報の検証ができないといった理由から起こる。

(ii) スクリーニングのための要請

スクリーニングのための要請は、貨物に潜在的なリスクがあることが高い確率で予想され高度なスクリーニングが必要とされる場合に行われる。

スクリーニングの要請は、TSA 認定の高度なスクリーニング手法で行われなければならない。

(2) ACAS 要請の解決

ACAS の申告者 及び/又は 到着便の航空会社は該当する場合、この節の (e) (2)(i) – (ii) 項に示された全ての要請に回答し、対応するための必要なアクションを取らなければならない、これらは遅くとも飛行機の出発前までに行わなければならない。要請に対する必要なアクションに取り組むにあたっての適切な手順と期限は、規定に従って行われなければならない。

ACAS の要請に取り組むために、必要なアクションを取らなければならない者は次のとおりである。

(i) 情報の要請

ACAS の情報要請に対して必要なアクションを取らなければならないのは ACAS 申告者である。ACAS データの最終申告者にこのアクションに責任がある。例えば、到着便の航空会社が最初の ACAS 申告者のデータを再送信し、この再送信の後に要請が入った場合、必要なアクションを取らなければならないのは到着便の航空会社である。

(ii) スクリーニングのための要請

本節の (e) (1) – (ii) 項に示されているとおり、スクリーニングの要請については TSA 認定の高度なスクリーニング手法に従って対応されなければならない。

ACAS 申告者が、TSA に認められスクリーニングを行う場合、要請に対応するのはスクリーニングを行う ACAS 申告者となる。ACAS 申告者が到着便の航空会社ではなく、スクリーニングに関する要請に対応しない場合や、スクリーニング実施が TSA に認められていない場合、ACAS 申告者は、スクリーニングの要請について到着便の航空会社に通知しなければならない。

到着便の航空会社が責任を持ってスクリーニングの要請についての必要なアクションを取るか、または TSA から認定された他の ACAS 申告者がかかるアクションを取るようにする。

(3) ACAS の要請が解決しないまま輸送された貨物の差止

本貨物に関連して本節の (e) (1)項に従い、出された要請の一部またはすべてが解決されるまで、到着便の航空会社は、米国行き航空機で貨物を輸送してはならない。

(f) 不積み (DNL) の指示

(1) 貨物の中に爆弾の可能性、簡易爆破装置、その他の物質が含まれていることで、航空機及び周囲に緊急かつ壊滅的な脅威がある場合、不積み(DNL)の指示が出される。

(2) 本節の (c) (3) – (iv)項に規定されているとおり、不積み(DNL)指示が出た場合、いずれの ACAS 申告者も週 7 日 24 時間確認できる電話番号または e メールアドレスを連絡しなければならない。すべての ACAS 申告者及び/又は到着便航空会社は、不積み(DNL)の指示が出たことを電話及び/又は e メールで知ったときは、これに対応し全面的に協力しなければならない。貨物を物理的に所持している当事者は、法の執行機関が定めた不積み(DNL)手順及び指示を実行しなければならない。

(3) 到着便の航空会社は、不積み(DNL)が出た貨物を輸送してはならない。

以上